

## 第37回日本医学脱毛学会開催しました



当山美容形成外科 當山 護

### お礼

平成23年2月10日(木)、11日(金)の両日に亘り、標記学会を当院主催で開催し、第1日目を当院での技術研修会にあて、2日目を男女共同センター「ていりる」にて学術集会を開いた。

当学会開催に際し、沖縄県医師会より多大なるご援助、お骨折りを頂き深く感謝申し上げます、以下に集会内容をご報告し御礼の一助とさせて頂く。

我々は十数年前にも日本美容外科学会(於:ハーバービューホテル)を開催したが、組織力のない開業医が小さな学会とは云え、全国規模の学術集会を開催させて頂けたのは有難い反面、やはり荷が重い部分があった。

その点、今回も前回同様に県医師会の力をお借り出来た事が学会開催成功の第一歩となった事は否めない。

### 本学会の歴史と特徴

本学会は絶縁針脱毛の発案者、故小林敏男氏の提案等で昭和62年に発足し、本年で26年目を迎えるが、小林先生と私は旧知の間柄ゆえ、会発足当時から参加している。

年1回の総会と学術集会が定期的であるがその間、地方会が数回開催されているので今回が37回目となっている。

会員数は少なく、全国200人規模で開業医(皮フ科・形成外科医)が圧倒的に多く、脱毛師を目指す看護師さんも年々増加の一途を辿っている。

反面、平成10年(1998年)頃から始まったレーザー脱毛の普及により脱毛する医療機関が

増えた割には入会者が少ない現状がある。

レーザー脱毛は手軽に出来ると云う印象があるが、施術に関しては脱毛部屋の清潔な取扱い、機具の消毒、脱毛部位の麻酔、レーザー脱毛機の種類によって違うそれぞれの取り扱い方、施行前の患者への説明と後のケア、毛の発育・成長の解剖・生理学的知識の習得、トラブル防止の研究とトラブルが生じた時の対策、そして疎かに出来ない経営手腕、この様に専門性がある一方で、現実にはエステティシャン脱毛師との競合・競争、医療行為の是非が常に社会的背景として横たわっている。

それ故、本学術集会の意義と特徴がこの辺にあると捉えて良いであろう…と考えている。

### 今回の学術集会のポイント

我々は本学術集会を開催するに当たり、ポイントを3つに絞ってみた。

第1点目は誰もがやれると思っているレーザー脱毛は誰しもが簡単に同じ事をやっているのであろうか?機械メーカーが違えば脱毛レーザーの取扱い方が違い、かつ脱毛技術に差が出るのではないかとする疑問、さらに絶縁針脱毛は今でも大変素晴らしい脱毛方法であるが、実際にどうしたら良いか経験者が少ない事の解決を目指す。

その為、脱毛レーザー各メーカーに呼び掛け、メーカー毎の特徴を述べてもらう事、絶縁針、レーザーそれぞれの実際を当院の脱毛看護師に実演してもらい多くの方に学び取ってもらう事を主眼とした研修会を第1日に行なった。

いわゆるライブ形式である。

2点目はトラブルに陥ったケースを再検討し

てもらふシンポジウムを開催し、全国で技術の高いとされる先生方5人にシンポジストをお願いした。

きれいな事ではない忌憚のない意見交換をする事こそ脱毛技術者のトッププロとしての生き方を示しえらと思ったのである。

第3点目は医療行為とは何か？法解釈について厚生労働省の行政マンをご招待しご講演をお伺いした。

脱毛はエステが行なっても良いとする一般認識は広くあるが・・・脱毛が医療行為とするのなら取締りはどうなっているのか不思議だったからである。

厚生労働省小川善之係長をお招きしその辺の事をお伺いしたが、彼は現在、正に特定看護師制度について検討しているワーキンググループ所属の役人なのであった。

講演内容や質疑内容から小川氏は明確に表1の平成13年医政局通達は今でも生きており、脱毛は医業行為であり、看護師さんは医者への補助として医業行為を行なう事が出来ると述べ、資格のないものがやった脱毛行為に明らかに違反した場合、取締りの対象になり、監督官庁の指導を受け、悪質な場合は警察取締りの対象になると述べている。

表1

医政医発第105号 平成13年11月8日 各都道府県衛生主管部(局)長殿 厚生労働省医政局医事課長
医師免許を有しない者による脱毛行為等の 取扱いについて
最近、医師免許を有しない者が行った脱毛行為等が原因となって身体に被害を受けたという事例が報告されており、保健衛生上看過し得ない状況となっている。 これらの行為については、「医師法上の疑義について」(平成12年7月13日付け医事第68号厚生労働省健康政策局医事課長通知)において、医師法

の適用に関する見解を示しているところであるが、国民への危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり、再度徹底することとしたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図られるようお願いする。

記

第1 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

- (1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為
  - (2) 針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為
  - (3) 酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為
- 第2 違反行為に対する指導等違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第239条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。

最後に

私は長年の医学研究者から足を洗い(?)その後、臨床家としての道を歩んできた。

然し、臨床の場にいると直に患者さんの悩みと接触し、地域住民の医療的苦悩に直面する機会が多い。その中のひとつとして県人の毛深い悩みをどうするのだと云う形成外科医の命題に立ち向かい30年近く脱毛現場に携わって現在に至っている。

その間、高額な脱毛レーザーに振り回され、脱毛専門看護師の養成に汗を流してきたが、ひとつの難関をクリアすると又、その次に大きな山が見えてくる。

臨床家とし山に登る事を躊躇する余裕は全く

なく、その高いと思われる山に挑戦している自分を後日に発見するが、これが多くの臨床医の姿でもあろう。

山があるから登るのは登山家であるが、地域に悩みの深い方がおられれば治す努力に汗を流す、これが臨床医の生き様であると覚悟して生きている・・・が然し、やはり一人では疲れる

し、無理が来て、そして長続きはしない。

今回、その意味でも県医師会に助けて頂いた事に感謝、一介の素浪人に賛助の手を出して下さり、全国からかけさんじて親睦の輪を広げて下さった方々に深謝して、筆をおきたいと思う。

(平成 23 年 3 月初旬 記)



レーザー脱毛メーカー側からの説明会



学術集会シンポジウムにおける質疑応答



脱毛研修その1



脱毛研修その2

**原稿募集！**

**分科会、研究会等からの報告  
(1,000字程度)**

分科会、研究会等が本県に於いて開催する、九州規模以上の学会の開催案内、また、開催後の報告等について御寄稿をお願いします。